

IV. 移行前後の業務運用等について(通関関連)

1. 輸出入申告等関連情報の移行

第5次NACCSで登録されている輸出入申告等関連情報は、事項登録情報も含め、全て第6次NACCSへ移行します。したがって、基本的には後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、また、通関関連業務においては移行処理において各種コードの変換処理等が必要となることから、無用な混乱を避けるためにも、仕掛かり中（例えば、第5次NACCSで事項登録となっているもの、あるいは、申告のままで許可となっていないもの等）の状態のままで更改を迎えないよう、第5次NACCSで完結し、完結が難しいと思われるものは第6次NACCS稼働後に業務処理を実施するようお願いします。

(1) 輸出申告関係

① 航空／海上共通事項

第5次NACCSで登録されている輸出申告等情報は、全て第6次NACCSに移行します。移行処理においては、第6次NACCSの業務仕様に基づきコード変換等もあわせて実施しますが、変換できない一部項目については、第5次NACCSの入力値の末尾にスペースを付与する等の対応を行います。

当該コード変換の詳細については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コードについて」をご参照ください。

イ 輸出申告情報

A 輸出申告関係の申告番号

第5次NACCSで払い出された輸出申告等番号は、そのまま第6次NACCSへ移行します。したがって、第5次NACCSで登録した情報について、第6次NACCSで輸出申告変更等を行う場合は、第5次NACCSで払い出された番号をそのまま入力してください。

B 審査区分識別

輸出申告等控情報の審査区分識別については、第5次NACCSでは3桁ですが、第6次NACCSから4桁に変更します。このため、仕掛かり中の申告情報を移行する際、審査区分識別の4桁への変換処理を行います。変換例については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コードについて」の「4. 審査区分識別」を参照してください。

C 識別符号・輸出入者コード（JASTPROコード・税関発給コード）

第6次NACCSでは、輸出申告項目として新たに「識別符号」欄が新設され、以下のいずれかの項目を必須で入力する必要があります。

「識別符号」欄（必須入力）

入力コード	入力条件等
1	法人（法人番号を有する者）
2	法人番号を有しない者及び個人
3	不明

第6次NACCSでは、輸出者コードがJASTPROコード等から原則法人番号に変更となることから、移行処理において、第5次NACCSで入力されている輸出者コードの法人番号への変換処理を実施します。この際、識別符号も輸出者コードの変換と合わせて、移行時に追加します。具体的な変換処理は次の表1のとおりとなります。移行後において、変換後の内容を必ず確認のうえ、輸出申告等を行ってください（例えば、変換後の法人番号は輸出者に付与された番号として間違いないか、また識別符号との組み合わせは妥当か等を確認のうえ、輸出申告等を実施してください。）。なお、JASTPROコード等と法人番号が紐付けされていない場合の対応等については、後述「VII. 移行前後の業務運用等について（その他）」「4. 法人番号対応について」の（1）②をご確認ください。

【表1 輸出申告関係業務業務における変換処理】

第5次NACCS	移行	第6次NACCS	
輸出者コード欄		識別符号	移行後の輸出者コード欄
輸出者コード （法人番号紐付け有り）	→	1	法人番号17桁に変換
空欄	→	3	空欄 ※1※2
輸出者コード （法人番号紐付け無し）	→	3	入力した輸出者コードの12桁※2
個人保有の税関発給コード	→	3	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換※2

※1 輸出者が法人番号を所持している場合、事項登録の変更及び申告変更により識別符号を「1」に変更のうえ法人番号を入力してください。

※2 個人の輸出者については、必要に応じて事項登録の変更及び申告変更により識別符号を「2」に変更してください。

※1又は※2に該当し、申告変更を行う場合には、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

D 蔵置税関

第6次NACCS稼働と同時に実施される「申告官署の自由化」に伴い、第6次NACCSでは輸出申告等控情報に新規項目として「蔵置税関」欄を出力します。移行処理においては、仕掛かり中の申告データがある場合、一律、同欄には「申告あて先税関官署」を出力します。

このため、認定通関業者による官署選択制を利用した申告、特別通関貨物、特定輸出における積地税関への申告等、「通関蔵置場を管轄する税関官署」と「申告あて先税関官署」が異なる申告情報については、第6次NACCSへのデータ移行後は「蔵置税関」欄に、本来の通関蔵置場を管轄する税関官署と異なる官署が出力されることとなります。上記ケースに該当し、第5次NACCS稼働中に輸出許可等が行われなことが予想される場合は、仕掛かり中とならないよう、第6次NACCS稼働後に事項登録業務及び申告業務を実施してください。

なお、「蔵置税関」を修正するための申告変更は必須としませんが、申告変更を行うことで本来の蔵置官署を払い出すことが可能です。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

【参考】 申告変更の方法について

「輸出申告変更事項呼出し（EDD）」業務・「輸出マニフェスト通関申告呼出し（MED）」業務で呼出した後、特に変更を加えず「輸出申告変更（EDE）」業務・「輸出マニフェスト通関申告変更（MEE）」業務を実施することにより、申告控等情報には実際の貨物蔵置場を管轄する蔵置税関が補完されます（下表参考）。

第5次NACCS	第6次NACCSで対応方法
EDA等 (事項登録のみ)	EDC業務実施前に、EDB及びEDAを実施して蔵置税関を入力控に出力させてください。
EDC等済 (申告中)	申告あて先官署が出力されるため、申告訂正を行ってください。申告訂正を行わない場合でもエラーになりませんのでご注意ください。
輸出許可済	特段ありません。

E 荷主セクションコード・荷主リファレンスナンバー

第6次NACCSからCCIS（※）向け「記事（荷主）用」欄の「*」編集機能を廃止するため、第5次NACCSにおいて荷主の指示により「*」と「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」を「記事（荷主）用」欄に入力している場合は、第6次NACCSからは「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」欄に入力してください。

なお、第5次NACCS稼働中に「記事（荷主）用」欄に「*」と「荷主セクシ

ョンコード」及び「荷主リファレンスナンバー」を入力した仕掛かり中の申告が、第6次NACCS稼働後に輸出許可等となる場合は、CCISへの編集が行われません。したがって、CCISへの送信対象となる輸出申告については、仕掛かり中が発生しないようご注意ください。なお、やむを得ず仕掛かり中となった状態で移行対象となった場合は、第6次NACCS稼働後に事項登録の変更又は申告変更を行い、「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」欄に入力する必要があります。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

(※) 日本通関業連合会が運営する通関情報提供システム

F 輸出自動車情報に係る「輸出整理番号」及び「車両特定番号」の出力

第6次NACCSでは、輸出自動車情報の「輸出整理番号」及び「車両特定番号」について、「輸出自動車情報登録(MOA)」業務における登録順での呼出し及び照会に変更となりますが、第5次NACCSから移行された輸出自動車情報に関して、第6次NACCSで呼出し及び照会を実施した場合は、「輸出整理番号」の昇順で出力されますのでご注意ください。

ロ 出力帳票

第5次NACCSで輸出申告等を行い、第6次NACCSで許可となる場合において、許可通知情報等の帳票は第6次NACCSのフォーマットで出力されます。

② 航空/海上

航空又は海上に特化した注意事項はありません。

(2) 輸入申告関係

① 航空/海上共通事項

第5次NACCSで登録されている輸入申告等情報は、全て第6次NACCSに移行します。移行処理においては、第6次NACCSの業務仕様に基づきコード変換等もあわせて実施しますが、変換できない一部項目については、第5次NACCSの入力値の末尾にスペースを付与する等の対応を行います。

当該コード変換の詳細については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コードについて」を参照してください。

イ 輸入申告関係

A 輸入申告関係の申告番号

第5次NACCSで払い出された輸入申告等番号は、そのまま第6次NACCSへ移行します。したがって、第5次NACCSで登録した情報について、第6次NACCSで輸入申告変更を行う場合は、第5次NACCSで払い出された番号をそのまま入力してください。

B 審査区分識別

輸入申告等控情報の審査区分識別については、第5次NACCSでは3桁ですが、第6次NACCSから4桁に変更します。このため、仕掛かり中の申告情報を移行する際、審査区分識別を4桁に変換処理を行います。変換例については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コードについて」の「4. 審査区分識別」を参照してください。

C 識別符号・輸出入者コード（JASTPROコード・税関発給コード）

第6次NACCSでは、特定の業務において入力が必要とされていた「識別符号」が、全ての輸入申告関連業務で必須となり、加えて識別符号の種別変更も実施します。

「識別符号」欄（必須入力）

第5次NACCS		第6次NACCS	
コード	入力条件等	コード	入力条件等
1	個人から個人宛の貨物	1	法人（法人番号を有する者）
2	その他	2	法人番号を有しない者及び個人
		3	不明

第6次NACCSでは輸入者コード及び輸入引取者コードが、JASTPROコード等から、原則、法人番号に変更となりますので、移行処理において、第5次NACCSで入力されている輸入者コード等の法人番号への変換処理を実施します。この際、識別符号も輸入者コード等の変換と合わせて移行時に追加します。具体的な変換処理は次の表2のとおりとなります。移行後において、変換後の内容を必ず確認のうえ、輸入申告等を行ってください（例えば、変換後の法人番号は輸入者に付与された番号として間違っていないか、また識別符号との組み合わせは妥当か等を確認のうえ、輸入申告を実施してください。）。なお、JASTPROコード等と法人番号が紐付けされていない場合の対応等については、後述「VII. 移行前後の業務運用等について（その他）」「4. 法人番号対応について」の（1）②をご確認ください。

また、第5次NACCSにおいて識別符号欄の無い石油製品等移出（総保出）輸入申告関係業務における識別符号と輸入者コード等の変換処理は表3のとおりです。

【表2 輸入申告関係業務業務における変換処理】

第5次NACCS		移行	第6次NACCS	
識別符号	輸入者コード欄 輸入引取者コード欄		識別符号	移行後の輸入者コード欄 移行後の輸入引取者コード欄
空欄	輸入者コード (法人番号紐付け有り)	→	1	法人番号17桁に変換
空欄	空欄	→	3	空欄※1※2
空欄	輸入者コード (法人番号紐付け無し)	→	3	入力した輸出入者コードの12桁※2
1	空欄	→	2	空欄
1	個人保有のJASTPROコード	→	2	入力したJASTPROコードの12桁
1	個人保有の税関発給コード	→	2	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換
2	空欄	→	3	空欄※1
2	輸入者コード (法人番号紐付け有り)	→	1	法人番号17桁に変換
2	輸入者コード (法人番号紐付け無し)	→	3	入力した輸入者コードの12桁

※1 輸入者が法人番号を所持している場合、事項登録の変更及び申告変更により識別符号を「1」に変更のうえ法人番号を入力してください。

※2 個人の輸入者については、必要に応じて事項登録の変更及び申告変更により識別符号を「2」に変更してください。

※1又は※2に該当し、申告変更を行う場合には、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

【表3 石油製品等移出（総保出）輸入申告関係業務における変換処理】

第5次NACCS		移行	第6次NACCS	
識別符号	輸入者コード欄		識別符号	移行後の輸入者コード欄
	輸入者コード (法人番号紐付け有り)	→	1	法人番号17桁に変換
	空欄	→	3	空欄※3
	輸入者コード (法人番号紐付け無し)	→	3	入力した輸出入者コードの12桁
	個人保有の税関発給コード	→	3	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換

※3 輸入者が法人番号を所持している場合、事項登録の変更又は申告変更で識別符号を「1」に変更のうえ法人番号を入力してください。申告変更を行う場合には、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

D 蔵置税関

第6次NACCS稼働と同時に実施される「申告官署の自由化」に伴い、第6次NACCSでは輸入申告等控情報に新規項目として「蔵置税関」欄を出力します。移行処理においては、仕掛かり中の申告データがある場合、一律、同欄には「申告あて先税関官署」を出力します。このため、認定通関業者による官署選択制を利用した申告、特別通関貨物、ワシントン条約に関する貨物の申告等、「通関蔵置場を管轄する税関官署」と「申告あて先税関官署」が異なる申告情報については、「蔵置税関」欄に対して、本来の通関蔵置場を管轄する税関官署と異なる官署が出力されることとなります。上記ケースに該当し、第5次NACCS稼働中に輸入許可等が行われないことが想定される場合は、仕掛かり中とならないよう、第6次NACCS稼働後に事項登録業務及び申告業務を実施してください。

なお、「蔵置税関」を修正するための申告変更は必須としませんが、申告変更を行うことで本来の蔵置官署を払い出すことが可能です。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

【参考】申告変更の方法について

「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務・「輸入マニフェスト通関申告呼出し（MID）」業務で呼出した後、特に変更を加えず「輸入申告変更（IDE）」業務・「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務を実施することにより、申告控等情報には実際の貨物蔵置場を管轄する蔵置税関が補完されます（次の表参照）。

第5次NACCS	第6次NACCSで対応方法
IDA等 （事項登録のみ）	IDC実施前にIDB及びIDAを実施して蔵置税関を入力控に出力させてください。
予備申告済み （予備申告中）	申告あて先官署が出力されるため、申告訂正を行ってください。申告訂正を行わない場合でもエラーになりませんのでご注意ください。
IDC等済 （申告中）	申告あて先官署が出力されるため、申告訂正を行ってください。申告訂正を行わない場合でもエラーになりませんのでご注意ください。

E 荷主セクションコード・荷主リファレンスナンバー

第6次NACCSからCCIS（※）向け「記事（荷主）用」欄の「*」編集機能を廃止するため、第5次NACCSにおいて荷主の指示により「*」と「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」を「記事（荷主）用」欄に入力している場合は、第6次NACCSからは「荷主セクションコード」「荷主リファレンスナンバー」欄に入力してください。また、第5次NACCS稼働中に「記事（荷主）用」欄に「*」と「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」を入力した仕掛かり中の申告が、第6次NACCS稼働後に輸入許可等となる場合は、CCISへの編集が行われません。したがって、CCISへの送信対象となる輸入申告については、仕掛かり中が発生しないようご注意ください。なお、

やむを得ず仕掛かり中となった状態で移行対象となった場合は、第6次NACCS稼働後に事項登録の変更又は申告変更を行い、「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」欄に入力する必要があります。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

(※) 日本通関業連合会が運営する通関情報提供システム

F 原産地証明書識別（沖縄特免制度含む）

第6次NACCSから「原産地証明書識別」欄の桁数が4桁に変更となります。第5次NACCSで申告等中のデータについては、移行処理において、第5次NACCSで入力された「原産地コード」及び「原産地証明書識別」をもとに、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コード」の「3. 原産地証明書識別」のとおり変換処理を行います。

ただし、一部、変換できないケースがありますが、その場合は、変換せずに第5次NACCSの原産地証明書識別（1桁）の値の末尾にスペースを付与します。原産地証明書識別について変換処理が行われない（原産地証明書識別が1桁のままとなっている）場合は、第6次NACCS稼働後に事項登録の変更又は申告変更が必要となる場合があります。該当の場合は次の表のとおり4桁のコードに変更してから後続の業務を実施してください。インボイス・パッキングリスト仕分情報登録関係業務についても同様の対応をお願いします。なお、申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

移行後、原産地証明書識別が4桁に変更出来なかった場合における対応表

第5次NACCS	第6次NACCS	移行状況及び対処方法
I DA等事項登録のみ	I DC	I DC業務実施時にエラー。I DB、I DAで該当する原産地証明書識別を4桁に変更してください。
予備申告済（I DC等）	本申告起動	本申告起動時にエラー。申告変更をして該当する原産地証明書識別を4桁に変更してください。
I DC等済（申告中）※	申告中	税関での審査終了入力時にエラー。申告変更をして該当する原産地証明書識別を4桁に変更してください。
審査終了後（納付前）※	納付	税関でのRCC業務、MPN支払い時にエラー。申告変更をして該当する原産地証明書識別を4桁に変更してください。 ※一部領収済みの場合、RCC業務、マニュアル移行及び申告変更業務がエラーとなり特別な対応が必要となりますので、税関にご相談のうえ、税額の納付前に申告変更を実施してください。

(※) 蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告に限る。

G 関税率区分コード

第6次NACCSの輸入申告等においては、バイEPA税率（二か国間）及びマルチEPA税率（多国間）が適用されている場合の関税率区分コードには「B（バイEPA税率）」又は「M（マルチEPA税率）」が出力されますが、第5次NACCSで事項登録が完了している状態又は仕掛中の申告で第6次NACCSに移行されたデータについての関税率区分には、「G（WTO協定税率）」と出力されます。ただし、実際の税率はバイEPA、マルチEPAが適用されて計算されていますので、当該輸入申告等に関しては、**第6次NACCS稼働後に事項登録の訂正又は申告変更を行う必要はありません。**

なお、申告変更を行うことで本来の関税率区分を払出すことが可能です。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

H 予備申告に係る検査指定票の出力契機

第6次NACCSにおいて、予備申告中に検査指定された場合、当該検査指定を行った時点で検査指定票を出力する仕様に変更しますが、第5次NACCSから移行された場合は、従来同様、本申告時点で出力されます。

(3) 出力帳票

第5次NACCSで輸入申告を行い、第6次NACCSで許可となった場合において、許可通知情報等の帳票は、第6次NACCSのフォーマットで出力されます。

(4) マルチペイメントネットワーク（MPN）納付関係

システム移行中は、MPN納付を行うことはできません。このため、第5次NACCS稼働中に輸入許可等が必要な場合は、平成29年10月7日（土）23：15までに納付を行ってください。

(5) 担保

① 個別担保の提供に係る留意事項

第5次NACCS稼働中に輸入申告等に至らないことが見込まれる場合、当該申告に使用する個別担保の提供及び税関によるシステムへの担保登録は、第6次NACCS稼働後に行うこととなります。

② 据置担保及び個別担保

第5次NACCSに登録されている据置担保は、第6次NACCSでもそのまま使用することができます。この場合、第5次NACCSサービス終了時点の残高を、第6次NACCSに移行します。また、同様に使用中の個別担保についても第6次NACCSに移行します。ただし、移行する担保の担保提供者コード及び担保利用可能者コードに

については、法人番号に変換処理を行いますので、第6次NACCSでこれらの担保を使用する場合は、変換後のコードを使用してください。変換処理については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コード」を参照してください。

③ 担保使用可能官署の設定

第5次NACCSで登録された担保の「使用可能官署」の設定内容は、そのまま第6次NACCSに移行します。

(6) 一括納付書情報について

平成29年10月8日(日)に配信される「一括納付書情報」(月次管理資料)については、移行対象外であるため、第5次NACCSにおいて、パッケージソフト等を利用して10月17日(火)までに取得してください。

同情報の取出し等については、Ⅷ. 「第6次NACCSサービス開始後の第5次NACCSのオンライン稼働について【特別運用期間】」を参照してください。

(7) 修正申告関係及び関税等更正請求

第6次NACCSでは輸入者コード及び輸入引取者コードが、JASTPROコード等から、原則、法人番号に変更となりますので、移行処理において第5次NACCSで入力されている輸入者コード等を法人番号へ変換処理を実施します(次の表を参照してください)。なお、変換できない場合は、変換せずに第5次NACCSの値の末尾にスペースを付与し設定します。

第5次NACCS	第6次NACCS
申告者コード欄 請求者コード欄 輸入引取者コード欄	申告者コード欄 請求者コード欄 輸入引取者コード欄
輸出入者コード(法人番号紐付け有り)	法人番号17桁に変換
空欄	空欄※1
輸出入者コード(法人番号紐付け無し)	入力した輸出入者コードの12桁
個人保有の税関発給コード	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換

※1 申請者、請求者又は輸入引取者が法人番号を所持している場合、事項登録の訂正で法人番号を入力してください。